

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

公害関係法令等の規定による届出及び申請に係る  
コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）1月24日付けで諮問（第1116号）された公害関係法令等の規定による届出及び申請に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 現状と諮問に至る経緯

2020年（令和2年）6月5日に改正大気汚染防止法が公布され、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、すべての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県知事等（都道府県知事及び大気汚染防止法施行令において定める市長。以下同じ。）への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化され、段階的に施行されることとなった。

この法改正の背景としては、これまで規制対象外であった石綿含有建材についても、不適切な除去が行われると石綿が飛散することが明らかになったことや、解体等工事前の建築物等への石綿含有建材の使用有無の事前調査における石綿含有建材の見落としや除去作業時に石綿含有建材の取り残し等により、工事に伴い石綿が飛散する不適切な事例が確認されたことによるものとされている。

この法改正を受けて、事業者による石綿調査の適切な実施を図るために、2022年（令和4年）4月1日から一定規模の建物等の解体・改修作業については、石綿の有無にかかわらず、元請業者等が石綿事前調査結果を都道府県知事等へ報告することが義務付けられる。

この石綿事前調査結果の報告件数については、全国で年間230万件超が見込まれることから、自治体及び事業者における利便性向上並びに報告に係る事務の負担軽減を図るために、環境省と厚生労働省が連携して開発を行い、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化を実現する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）が導入されることになった。

なお、労働安全衛生法石綿障害予防規則においても、大気汚染防止法と同様に2022年（令和4年）4月1日から石綿事前調査結果を労働基準監督署長へ報告することが義務づけられており、事業者がシステムに石綿事前調査結果報告することで、都道府県知事等及び労働基準監督署長の両方に報告される。

大気汚染防止法の政令市である本市では、今後、建築物等の解体等工事に係る石綿（特定粉じん）の規制及び指導の事務を行うために、システムにログインし、システム上で事業者からの石綿事前調査結果の報告内容の確認及び收受並びに代行入力等を行う必要がある。

以上のことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理を行う必要性

石綿事前調査結果の都道府県知事等への報告については、従前から行われてきたものではなく、法改正により新たに行われることとなったため、環境省が報告件数について試算したところ、全国で年間230万件超の報告が見込まれることが判明した。

このことから、環境省は電子システムを導入することで、自治体及び事業者の利便性向上及び報告に係る負担軽減を図るため、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号）においても、システムを通じて、報告を行うことが明記されている。

以上のことから、石綿事前調査結果に係る膨大な事務処理を迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

## (3) コンピュータ処理の内容

### ア 事業者の事前調査結果等の入力

事業者は、インターネットを介してシステムに接続し、新規申請画面に工事情報及び石綿事前調査結果（以下「事前調査結果等」

という。)を入力することにより、事前調査結果等の報告を行う。また、環境保全課環境保全担当はインターネット環境がない等の理由により、紙で提出された事前調査結果等の報告内容を、代行して入力を行う。

イ 事前調査結果等の確認及び収受

環境保全課環境保全担当は、事業者から事前調査結果等を報告された際、総合行政ネットワーク（LGWAN）を介してシステムにログインし、申請一覧から申請された事前調査結果等を表示する。事前調査結果等の内容を確認し、収受する。なお、環境保全課環境保全担当は、確認した事前調査結果等の内容に不備があった場合、システムを通じて事業者に対して修正を依頼する。

ウ 立入検査等の情報の登録

環境保全課環境保全担当は、事業者から報告された事前調査結果等の内容を踏まえ、適切な工事の実施を把握するための立入検査及びその行政指導に活用するため、立入検査及びその他行政指導に関する情報をシステムに登録する。

エ 施行状況調査報告

環境保全課環境保全担当は、システムを利用して環境省が実施する施行状況調査報告（調査対象年度及び作業等件数の統計的な数字）を行う。

オ 事業者からのシステム又は法制度等に関する問い合わせ

事業者は、システムの操作等に関することや法制度に関する質問を問い合わせフォームから行う。なお、本市には、大気汚染防止法の制度に関する問い合わせのみが送付される。

カ その他

環境保全課環境保全担当は、膨大な報告件数の中から、特定の条件（事前調査結果等の入力項目に準ずる。）を事前に設定することで、当該条件に合致した報告がなされた時に担当職員にメールで通知される。

(4) コンピュータ処理を行う項目

ア システムに入力される事前調査結果等の登録情報

(ア) 工事に関する基本情報

a 元方（元請）事業者情報

- (a) 事業者の名称
- (b) 代表者氏名
- (c) 郵便番号
- (d) 住所
- (e) 電話番号

- (f) 電子メールアドレス
- b 工事発注者情報
  - (a) 事業者の名称
  - (b) 代表者氏名
  - (c) 郵便番号
  - (d) 住所
- c 工事現場情報
  - (a) 労働保険番号
  - (b) 作業場所の郵便番号
  - (c) 作業場所の住所
  - (d) 工事の名称
  - (e) 工事の概要
- d 建築物の概要
  - (a) 建築物又は工作物の新築工事の着工日
  - (b) 耐火（耐火，非耐火，その他）
  - (c) 構造（木造，R C 造，S 造，その他）
  - (d) 延べ床面積
  - (e) 階数（地上）
  - (f) 階数（地下）
  - (g) その他工作物（反応槽，加熱炉，ボイラー及び圧力容器，配管設備，焼却設備，煙突，貯蔵設備，発電設備，変電設備，配電設備，送電設備，トンネルの天井板，プラットホームの上家，遮音壁，軽量盛土保護パネル，鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板，船舶）
  - (h) 解体の作業の対象となる床面積の合計
  - (i) 解体工事又は改修工事の実施期間
  - (j) 請負金額
  - (k) 石綿に関する作業の開始時期
  - (l) 事前調査の終了年月日
  - (m) 分析による調査を行った箇所
- e 元方（元請）事業者の調査，分析を実施した者
  - (a) 事前調査を実施した者の氏名
  - (b) 事前調査を実施した者の講習実施機関の名称
  - (c) 事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分（一般，特定，一戸建て等，その他）
  - (d) 分析調査を実施した者の氏名
  - (e) 所属する機関又は法人の名称
  - (f) 分析調査を実施した者の講習実施機関の名称

- (g) 作業に係る石綿作業主任者の氏名
- f 申請先
  - (a) 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）申請先（工事現場の管轄労働局，工事現場の管轄労働基準監督署）
  - (b) 大気汚染防止法申請先（都道府県，申請先自治体，担当部署）
- g 自由記載欄（石綿含有建材の種類ごとの使用面積などを記載する。）
- (イ) 請負事業者に関する事項（請負事業者情報）
  - a 請負事業者の名称
  - b 労働保険番号
  - c 郵便番号
  - d 事業者の住所
  - e 電話番号
  - f 事前調査を実施した者の氏名
  - g 事前調査を実施した者の講習実施機関の名称
  - h 分析調査を実施した者の氏名
  - i 分析調査を実施した者の講習実施機関の名称
  - j 作業に係る石綿作業主任者の氏名
- (ウ) 事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容
  - a 材料種類ごと石綿含有の有無と措置
  - b 自由記載欄（事業者が記載したい内容を自由に入力する。）
- イ システムに入力する立入検査及びその他の行政指導に関する情報
  - (ア) 工事現場情報
    - a 工事の名称
    - b 作業場所の住所
  - (イ) 立入検査・その他行政指導の登録
    - a 立入検査・その他行政指導の実施日
    - b 行政指導の有無
    - c 備考（立入検査や行政指導の情報を入力する。）
- ウ システムに入力する施行状況調査の報告に関する情報
  - (ア) 調査対象年度
  - (イ) 特定粉じん排出等作業実施届出件数調べ（作業の種類毎の作業実施件数）
  - (ウ) 事前調査結果の報告件数調べ（申請情報の件数）
  - (エ) 立入検査・命令・告発・行政指導作業場数調べ（立入検査件数）

- (オ) 解体等工事の作業場における行政指導作業場数の概要調べ（立入検査件数）
- エ システムに入力されるお問い合わせフォームに関する情報
  - (ア) お問い合わせ者の氏名
  - (イ) お問い合わせ種別（システム又は法制度に関することから選択する。）
  - (ウ) お問い合わせ内容（システム又は法制度に関する質問事項などを記入する。）
  - (エ) お問い合わせ者の連絡先電話番号
  - (オ) お問い合わせ者の電子メールアドレス
- (5) 安全対策等について
  - ア 本市の安全対策
    - (ア) 環境保全課環境保全担当は、指紋と指静脈の複合認証によるユーザー認証が行われた情報系端末から、総合行政ネットワーク（L G W A N）を介してシステムと接続する。
    - (イ) システムにログインする端末は、環境保全課執務室内の端末に限定し、利用する端末はワイヤーロックで施錠されている。
    - (ウ) 環境保全課環境保全担当は、システムの利用に当たり、事前にシステムを管理運営する環境省に自治体管理者ユーザー登録を行い、交付されたアカウント（I D及びパスワード）を用いて、システムにログインする。システムにログインするパスワードは、定期的に変更する。
    - (エ) 環境省から交付された自治体管理者アカウント（I D及びパスワード）の利用は、環境保全課長に使用を許可された公害関係届出業務の担当職員に限定する。
    - (オ) 自治体管理者アカウントの使用を許可された担当職員は、他にシステムを利用する職員がいる場合、必要に応じて利用者ごとに利用者アカウント（I D及びパスワード）を発行する。また、当該職員が異動した際は、利用者権限を停止する。
    - (カ) やむを得ず紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
    - (キ) 環境保全課環境保全担当は、紙申請による報告書のデータをシステムに入力した際は、必ず複数の職員で入力内容を確認し、入力ミスがないことを確認した後に、入力データを確定させる。
    - (ク) 紙申請による報告書の取扱いについては、副本を事業者に返却し、提出された報告書については、システムに代行入力した後、3年間保存し、保存年限が過ぎた報告書は速やかに廃棄する。

## イ システム管理者（環境省）の安全対策

- (ア) 環境省は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、環境省情報セキュリティポリシーを策定する。環境省情報セキュリティポリシーでは、外部委託する際の委託判断基準及び委託先の選定条件を定め、外部委託に係る契約における情報セキュリティ対策、対策の実施、情報の取扱いを委託先に求めている。また、情報システムの調達、構築、運用、保守、更改及び廃棄や対策の見直しについても、必要な措置を講ずるよう遵守事項を定めている。
  - (イ) クラウド事業者は、I S O / I C E 2 7 0 0 1 の情報セキュリティに関する認証を取得している。
  - (ウ) システムが構築されているクラウドサービスは、I S O / I E C 2 7 0 1 7, I S O / I E C 2 7 0 1 8 及び I S O / I E C 2 7 7 0 1 等の認証を取得しており、クラウドセキュリティ対策が確実に実施されている。
  - (エ) システムが構築されているクラウドサービスのサーバ・ネットワーク機器などの物理機材は、東京と大阪に設置されており、収集された個人情報とは日本国外にはデータを配置されない。
  - (オ) クラウド事業者のデータセンターは、データセンターファシリティスタンダード ティア 3 以上で運営されている。
  - (カ) 環境保全課が利用するサイトについては、L G W A N - A S P サービス（行政専用の閉域ネットワークである L G W A N を使用した接続）によりシステムにアクセスする。
  - (キ) システムは、利用者別にアクセス先の U R L や利用可能な機能が分けられており、自治体側のアクセス可能な情報についても、アカウント管理機能により分離しているため、他自治体の関係者が参照することができないようになっている。
  - (ク) 事業者と環境保全課が利用する情報については、アクセス先の U R L や利用可能な機能が分けられている。アカウントについては、事業者は経済産業省が運営する複数の行政サービスを一つのアカウントにより利用できる認証システムである G ビズ I D を利用するのに対し、環境保全課は、システム独自アカウントを利用する。
- (6) 実施時期（予定）  
2 0 2 2 年（令和 4 年） 4 月 1 日
- (7) 添付資料
- ア 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け環水大大発第 2 0 1 1 3 0 1 号）

- イ 石綿事前調査結果報告システムについて（令和3年7月15日付け環境省水・大気環境局大気環境課）
- ウ 石綿事前調査結果報告システム・新規申請内容画面（環境省資料）
- エ 石綿事前調査結果報告システムに関するQ A集（セキュリティ関係）
- オ 事前調査結果報告書（紙提出用）
- カ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

石綿事前調査結果の都道府県知事等への報告については、従前から行われてきたものではなく、法改正により新たに行われることとなったため、環境省が報告件数について試算したところ、全国で年間230万件超の報告が見込まれることが判明した。石綿事前調査結果に係る膨大な事務処理を迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

#### (2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)ア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

##### ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(ウ), ア(エ), ア(オ)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ウ), ア(オ)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア)

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(カ), ア(ク)

(オ) 日常的な安全対策

ア(イ), ア(ウ), ア(オ), ア(カ), ア(キ)

イ システム管理者（環境省）の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(キ), イ(ク)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(キ), イ(ク)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(カ)

(エ) 実施機関がシステム管理者（環境省）の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(イ), イ(ウ), イ(エ), イ(オ)

(オ) その他の安全対策を高めるための措置

イ(ア)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、システム管理者（環境省）の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上